

月心会組手試合防具規定

(目的)

第1条 琉球少林流空手道月心会審判及び試合規定に従い、組手の危険性を排除するためにこの規定を定める。

(防具)

第2条 別表に定めるものを月心会が標準とする防具とする。

- 2 組手試合で同等のものの使用を妨げないが、新規に購入の際は、原則別表に定める防具を選択するものとする。
- 3 別表に定める防具は、月心会として一定レベルの安全性があると判断したものであるが、月心会が安全性を保証したものではない。許容範囲の防具の中で、体型等に応じ、各人が適切な防具を選択すること。

(改廃)

第3条 本規定および別表の改廃は、本部長等からの提案により宗家が決定する。

- 2 本規定は、安全性を考慮し、定期的に見直すものとする。

附則

第1条 この規定は、2017年8月21日に施行する。

第2条 この規定は、2024年8月13日に別表を改正する。

第3条 この規定は、2025年1月14日に別表を改正する。

第4条 この規定は、2025年2月19日に別表（関東大会用）を制定する。